

堺市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請承認通知兼受領委任払承認決定通知書

年 月 日

様

承認番号

堺市長

印

先に申請のあった堺市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給について、次のとおり承認したので、堺市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払に関する要綱第4条第2項により通知します。また、申請者に代わつて以下の施工事業者が住宅改修費を受領することを承認します(受領委任払で申請した者に限る。)

被保険者氏名		被保険者番号												
決定年月日														
住宅の所有者氏名											住宅の所有者			
工事の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> (1)手すりの取付け <input type="checkbox"/> (2)段差の解消 <input type="checkbox"/> (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> (4)引き戸等の扉の取替え <input type="checkbox"/> (5)洋式便器等の便器の取替え <input type="checkbox"/> (6)その他(1)から(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修													
施工事業者	〒													
	電話番号													

支給対象予定額	円
---------	---

承認後の手続きについて

- 1 申請者は、この通知を受けてから介護支援専門員等及び施工事業者に通知内容を連絡して下さい。
  - 2 工事完了後、次の書類を御持参の上、下記問い合わせ先の地域福祉課へ提出して下さい。
    - ア 堺市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修完了届
    - イ 申請者が支払った領収書
    - ウ 工事費内訳書
    - エ 日付入りの改修前・改修後の写真
    - オ 口座振込依頼書(必要な場合のみ提出する)
- \* やむを得ず、現場で変更が必要となった場合は、必ず下記問い合わせ先の地域福祉課へ連絡してください。  
 変更申請が必要な場合があります。  
 無断で変更した場合は、住宅改修費を支給できなくなります。  
 \*受領委任の要件に該当しなくなった場合は、承認を取り消します。

【問い合わせ先】